

平成30年度「名桜大学看護学科学生の北部12市町村への

貢献を促進するための奨学生」募集要項

本学では、沖縄県北部12市町村（以下、「北部地域」という。）出身の学生を対象として、北部地域の医療に貢献できる人材を育成すること、そして北部地域の活性化を図ることを目的に、平成30年度「名桜大学看護学科学生の北部12市町村への貢献を促進するための奨学生」を募集します。

I 募集期間

平成30年10月15日（月）～10月31日（水）

書類提出期限は10月31日（水）17:00までとし、学生課窓口へ提出すること。

II 募集対象

平成30年度新入学の看護学科1年次学生で、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 北部地域の高等学校を卒業した者、住所が北部地域にあり1年以上継続して在住している者、または、保護者の住所が北部地域にあり1年以上継続して在住している者
- (2) 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務をする者
- (3) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者

III 奨学金の支給額、奨学生数

- (1) 奨学金の支給額

奨学金は入学金及び諸経費を除く授業料相当額を4年間全額免除する。（奨学生に選考された場合、既に納入された平成30年度授業料は返還する。）

- (2) 奨学生数 5人

IV 提出書類、配布期間

- (1) 奨学金申請書
- (2) 調査書（高等学校のもの）【原本】
- (3) 成績証明書（高等学校のもの）【原本】
- (4) 名桜大学1年次前期の成績証明書【原本】
- (5) 住民票の写し又は戸籍謄本【写し】
- (6) 市町村発行の所得証明書（申請者と同一世帯の者全員分）【写し】

※提出書類は名桜大学ホームページからダウンロードを行い、学生課窓口では配布をしない。

V 奨学生の選考

奨学生の選考は、提出書類、入学試験結果、面接等により、選考委員会が行う。

VI 奨学生の要件

奨学生として選考された者は、次に掲げる全ての要件が課される。

- (1) 4年間で大学を卒業すること、但し、協定校への留学期間は含めない
- (2) 卒業年次、または卒業後1年で看護師国家試験に合格すること

- (3) 卒業後5年以内に北部12市町村の保健・医療・福祉機関に就職し、3年以上の継続勤務をすること
- (4) (3)の要件を満たすまで毎年、4月中に大学へ在職証明書を提出すること
- (5) 在学1年ごとに学年担当教員と面談を行い、学業成績を報告しなければならない

Ⅶ 奨学生の取消、奨学金の返還、奨学金の制限

(1) 奨学生の取消

次のいずれかに該当する奨学生は、奨学生を取り消す。

- ① 学年で定められた必修科目が1科目でも単位修得ができなかった者
- ② 休学、除籍、退学、転学部・転学科又は懲戒処分を受けた者
- ③ 提出書類等に虚偽の記載をした者
- ④ その他、奨学生として不適当となったとき

(2) 奨学金の返還

次のいずれかに該当する奨学生は、『名桜大学看護学科学生の北部12市町村への貢献を促進するための奨学金規程』にあるとおり、原則として、一括払いで奨学金を返還しなければならない。

- ① 奨学生の要件を満たさない場合
- ② 奨学生を取り消された場合
- ③ 奨学生を辞退する場合

(3) 奨学金の制限

奨学生として選考された者は、当該年度の名桜大学奨学金及び名桜大学授業料減免の対象とはしない。

Ⅷ 採用決定の通知

奨学生の選考は、提出書類等に基づき選考委員会が行う。なお、採用結果は、12月初旬までを予定に掲示し、周知を行う。

Ⅸ 誓約書の提出

奨学生として選考された者は、指定された期日（期限厳守）までに誓約書を学生課へ提出することとする。

X 授業料の返還

奨学生として選考された者の、既に納付された平成30年度授業料は奨学生決定後、奨学生本人名義の銀行預金口座に振込むものとする。

XI 応募書類の提出及び問い合わせ先

名桜大学学生部学生課学生サポート係（多目的ホール2階）

〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1

TEL：0980-51-1019 FAX：0980-51-1124